

第63回労働政策審議会職業安定分科会

1 日 時 平成21年10月7日（水）10時00分～11時30分

2 場 所 厚生労働省議室（9階）

3 議 題

- (1) 今後の労働者派遣制度の在り方について
- (2) その他

4 配布資料

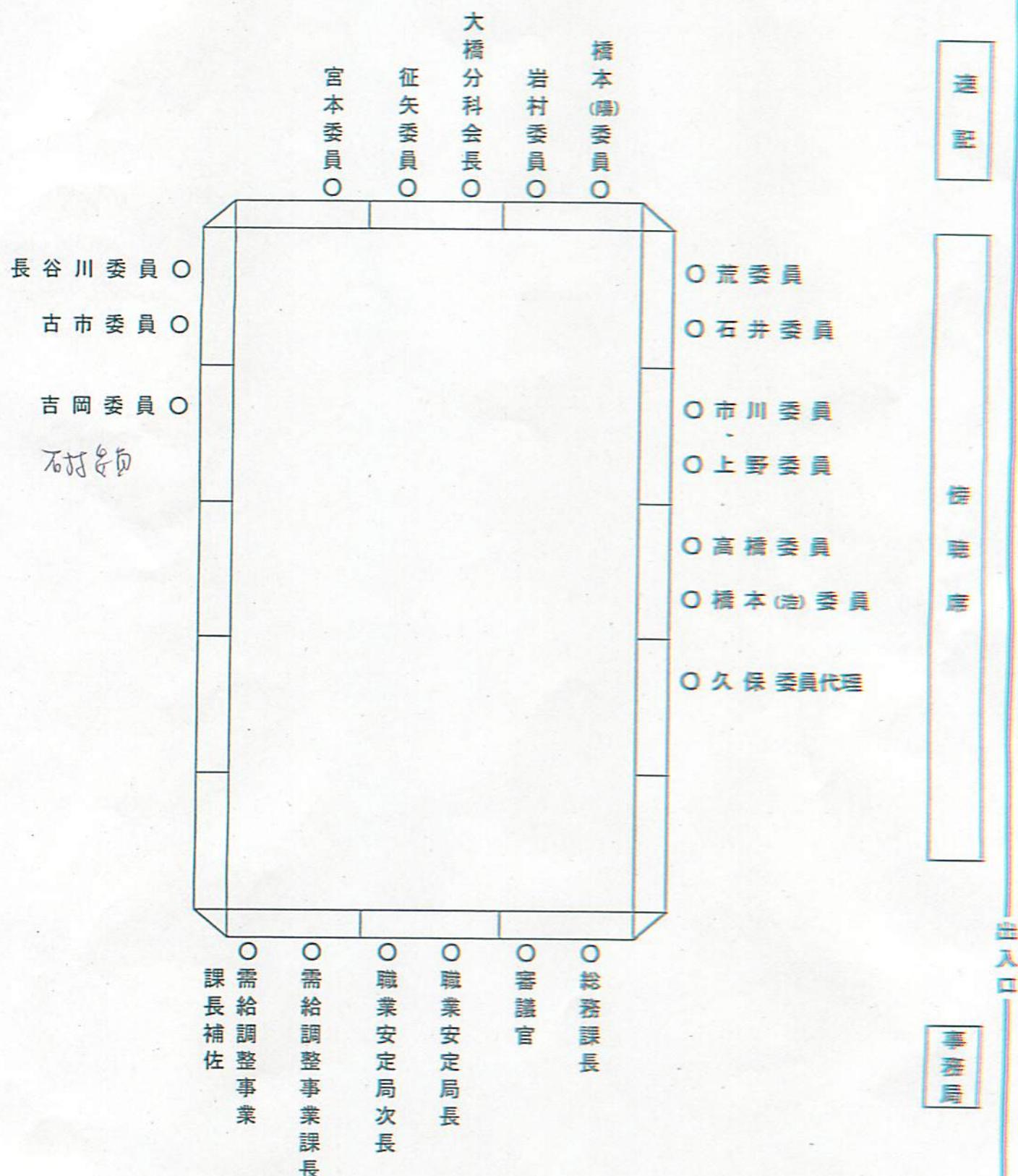
No. 1 今後の労働者派遣制度の在り方について（諮問）

No. 2 労働者派遣制度を巡る近況

No. 3 平成20年政府提出、3党（民主・社民・国民）提出の労働者派遣法改正案の比較

第63回労働政策審議会職業安定分科会座席表

日 時 平成21年10月7日(水) 10:00~11:30
場 所 厚生労働省議室(9階)



職業安定分科会所属委員名簿

(五十音順)

[平成21年8月1日現在]

公益代表

岩村	正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
◎大橋	勇雄	中央大学大学院戦略経営研究科教授
白木	三秀	早稲田大学政治経済学術院教授
○清家	篤	慶應義塾長
征矢	紀臣	(社)全国シルバー人材センター事業協会会長
橋本	陽子	学習院大学法学部教授
宮本	みち子	放送大学教養学部教授

労働者代表

石村	龍治	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会書記次長
齊藤	常	J A M 書記長
徳茂	万知子	全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
長谷川	裕子	日本労働組合総連合会総合労働局長
古市	良洋	全国建設労働組合総連合書記長
堀	峰夫	日本私鉄労働組合総連合会中央副執行委員長
吉岡	敦士	日本サービス・流通労働組合連合副会長

使用者代表

荒	真理	日本アイ・ピー・エム(株)人事労務ビジネスコントロール
石井	卓爾	三和電気工業(株)代表取締役社長
市川	隆治	全国中小企業団体中央会専務理事
上野	敏夫	日産自動車(株)人事部報酬・労務グループ担当部長
久保	昌三	(株)上組代表取締役社長
高橋	弘行	(社)日本経済団体連合会労働政策本部本部長
橋本	浩樹	王子製紙(株)取締役常務執行役員人事本部長兼務

注) ◎=分科会長、○=分科会長代理



厚生労働省発職 1007 第1号

労働政策審議会

会長 謙訪 康雄 殿

今後の労働者派遣制度の在り方について（諮問）

労働者派遣制度については、労働力の需給調整を図るための制度として、我が国の労働市場において一定の役割を果たす一方で、近年、日雇派遣など社会的に問題のある形態が出てきているほか、やむを得ず労働者派遣を選択する者の存在や法違反事案の顕在化などが課題となってきた。

このような状況を踏まえ、貴会における調査審議を経て、昨年11月4日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところであるが、同法案は、本年7月21日、衆議院の解散に伴い廃案となったところである。

同法案提出後、我が国の雇用情勢は急激に悪化し、いわゆる派遣切りが多く発生し、社会問題化するなど、派遣労働者をめぐる雇用環境に大きな変化が生じたところである。

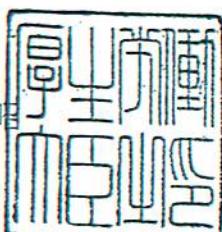
このため、上記の法律案において措置することとしていた事項のほか、製造業務への派遣や登録型派遣の今後の在り方、違法派遣の場合の派遣先との雇用契約の成立促進等、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進のために追加的に措置すべき事項についても検討を行い、改めて法律案を提出する必要が生じている。

以上を踏まえ、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、今後の労働者派遣制度の在り方について、貴会の調査審議を求める。

平成21年10月7日

厚生労働大臣

長妻



●労働者派遣制度を巡る近況

○H19年12月 部会中間報告とりまとめ

○H20年 1月 日雇指針、省令改正案了承

○H20年 2月 今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会設置

○H20年 7月 今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告
→労働政策審議会需給制度部会において制度議論再開

○H20年 9月 「労働者派遣制度の改正について」(建議)

○H20年10月 政府改正法案(答申)(労働政策審議会職業安定分科会)

○H20年11月 4日 政府改正法案を第170回臨時国会へ提出

○H21年 3月26日 派遣元・派遣先指針改正案了承

○H21年 3月31日 派遣元・派遣先指針の改正

○H21年 5月19日 一般労働者派遣事業の許可基準の見直し

○H21年 6月26日 民主、社民、国民新党3党で衆議院に派遣法改正案を提出

○H21年 7月21日 衆議院解散に伴い、政府改正案、3党提出法案ともに廃案

○H21年 9月 9日 労働者派遣法の抜本改正を含む、連立政権樹立に当たっての政策合意

労働力需給制度部会所属委員等名簿

(五十音順)

[平成21年10月7日現在]

公益代表

兼 田 新一

東洋大学法学部教授

兼 田 哲子

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

○ 清 豊 翔

政策研究事業本部政策研究業務企画室長

慶 應 義 塾 長

労働者代表

市 川 佳 子

JAM 政策・政治グループ長

長 谷 川 哲 子

日本労働組合総連合会総合労働局長

吉 市 真 準

全国建設労働組合総連合書記長

使用者代表

秋 山 佳 子

山陽印刷株式会社代表取締役社長

市 川 謙 治

全国中小企業団体中央会専務理事

高 斎 弘 行

(社)日本経済団体連合会労働政策本部本部長

注) ○は部会長

雇用対策基本問題部会所属委員等名簿

(五十音順)

[平成21年7月1日現在]

公益代表

◎大橋 勇輝	中央大学大学院戦略経営研究科教授
○白木 三秀	早稲田大学政治経済学術院教授
往矢 大紀	(社)全国シルバー人材センター事業協会会長
門野 美帆子	読売新聞東京本社生活情報部
吉澤 みち子	放送大学教養学部教授
森 聰美	上智大学法学部教授

労働者代表

久保 隆志	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
野村 昭典	建設連合書記長
長谷川 谷子	日本労働組合総連合会総合労働局長
杉山 伸治	情報産業労働組合連合会政策局長
古市 成洋	全国建設労働組合総連合書記長
山川 一夫	全駐留軍労働組合中央執行委員長

使用者代表

市川 隆治	全国中小企業団体中央会専務理事
市瀬 優子	美和商事(株)代表取締役
歌野 伸彦	トヨタ自動車(株)人事部担当部長
瀬木 伸樹	王子製紙(株)取締役常務執行役員
鷹野 由香子	東京経営者協会会員・研修部長兼経営・労働部部長
柳田 雄一	(社)日本建設業団体連合会常勤顧問

注) ◎=部会長、○=部会長代理

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案概要(平成20年11月4日国会提出)

労働者派遣の急速な拡大に伴い、日雇派遣等の問題のある派遣形態への対応を図るなど、労働者の保護の仕組みを強化する。

問題点

日雇派遣など需給調整システムとして相応しくない事業形態の横行

派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

対応

事業規制の強化

- ・日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者の派遣)の原則禁止
- ・グループ企業内派遣の8割規制

派遣労働者の常用化や待遇の改善

- ・登録型派遣労働者の常用化を努力義務化
- ・派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン)などの情報公開を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・派遣先に対する労働契約申込みの勧告制度創設
- ・処分逃れを防止するため欠格事由を整備

施行予定期日： 平成21年10月施行(事業規制の強化に係るものは、平成22年4月施行)

※ 平成20年12月19日 衆・厚生労働委員会にて提案理由説明を行ったがその後審議入りせず、平成21年7月21日衆議院解散に伴い廃案

2009年6月23日

労働者派遣法改正案・野党3党案のポイント

	野党3党案
法律名及び目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を改め、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とすること ○ 上記変更に伴い、目的部分も変更すること
禁止の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁止
派遣労働者の雇用契約についての規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用契約期間が2ヶ月以下の労働者派遣を禁止すること ○ 2ヶ月以下の雇用契約期間の場合、2ヶ月に1日を加えた雇用契約期間とみなすこと 【2ヶ月+1日とする理由】 <ul style="list-style-type: none"> ※ 2ヶ月以下の有期雇用契約は解雇予告が適用されない ※ 健康保険・厚生年金は2ヶ月以内の有期雇用は適用外 <p>一派遣労働者の最低限のセーフティネットを確保するため</p>
直接雇用みなし規定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接雇用みなし規定を創設。派遣先が以下に該当する違法行為を行った場合、派遣労働者が派遣先に対して「あなたが私の雇用主です」と「通告できる」とこととし、派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立する規定を設けること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 禁止業務で派遣を受け入れた場合 ➢ 無許可・無届と知りながら派遣を受け入れた場合 ➢ 期間制限を超えて派遣を受け入れた場合 等
均等待遇	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者派遣をし、又は労働者派遣の役務の提供を受ける場合においては、労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態に応じ、均等な待遇の確保が図られるべきものとする。
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣元から派遣労働者、派遣元から派遣先に対する通知義務事項を拡大 ○ 労働者派遣の受け入れにあたり、派遣先から派遣先労働組合へ通知義務 ○ いわゆるマージン率を含め事業運営の情報等についてHP等への公開を派遣元に義務づけ
派遣先責任の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣先での不利益取り扱い禁止 ○ 未払い賃金や社会保険未払いの派遣先の連帯責任 ○ 派遣先への安全衛生教育の義務付け ○ 派遣労働者の個人情報保護 ○ 派遣労働者所属労働組合と派遣先との団体交渉応諾義務 ——など11項目について派遣先責任を強化
専ら派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人及びその子法人から成る法人グループを「一つの派遣先」とみなし、派遣元は労働者派遣の役務のうち8割を超えて、一つの派遣先に提供してはならないこと
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行最高額を300万円から3億円へ ○ 違法な労働者派遣事業を行った法人に対する罰則の強化 ○ 違法な労働者供給事業を行った法人に対する罰則の強化 ○ 派遣先に対する罰則の導入
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【禁止業務の追加】専門業務を除き製造業派遣を禁止すること ○ 【一般労働者派遣事業】26専門業務以外は常用雇用のみとすること ○ 【雇用保険法改正】派遣労働者等について、雇用される期間が6月末満であっても、雇用保険の被保険者とすること

各党のマニフェスト等の概要

政党	マニフェスト等の概要
民主党	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として製造現場への派遣を禁止する（新たな専門職制度を設ける）。 ○ 専門業務以外の派遣労働者は常用雇用として、派遣労働者の雇用の安定を図る。 ○ 2ヶ月以下の雇用契約については、労働者派遣を禁止する。「日雇い派遣」「スポット派遣」も原則禁止とする。 ○ 派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を確立する。 ○ 期間制限を超えて派遣労働者を受け入れている場合などに、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できる「直接雇用みなし制度」を創設する。
社民党	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2ヶ月以下の労働者派遣を禁止します（日雇い派遣の禁止）。それ以下の雇用契約期間の場合には健康保険・厚生年金を適用させるため、2ヶ月を超える雇用契約期間とみなします。 ○ 製造業派遣を原則禁止とします。 ○ 一般派遣事業は常用雇用のみとし、登録型派遣を原則禁止とします。登録型派遣を可能とする専門業務の対象については見直しを行います。 ○ 派遣先が一定の違法行為を行った場合に、派遣先と派遣労働者との間に雇用関係を成立させる「直接雇用みなし規定」を創設します。 ○ 派遣先労働者との均等待遇を確保します。 ○ 派遣元に対するマージン率を含めた事業運営の情報公開を義務化します。 ○ 未払賃金や社会保険料未払等、派遣先責任を強化します。 ○ 「もっぱら派遣」（派遣先が子会社を設立し、自社のために労働者派遣を行う）を制限します。 ○ 罰則を強化し、最高額を現行300万円から3億円に引き上げます。
国民新党	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者派遣法を改正し、雇用の安定を図ります。

2009 年 9 月 9 日

連立政権樹立に当たっての政策合意

民 主 党
社会民主党
國 民 新 党

国民は今回の総選挙で、新しい政権を求める歴史的審判を下した。その選択は、長きにわたり既得権益構造の上に座り、官僚支配を許してきた自民党政治を根底から転換し、政策を根本から改めることを求めるものである。民主党、社会民主党、国民新党は連立政権樹立に当たって、2009年8月14日の「衆議院選挙にあたっての共通政策」を踏まえ、以下の実施に全力を傾注していくことを確認する。



小泉内閣が主導した競争至上主義の経済政策をはじめとした相次ぐ自公政権の失政によって、国民生活、地域経済は疲弊し、雇用不安が増大し、社会保障・教育のセーフティネットはほろびを露呈している。

国民からの負託は、税金のムダづかいを一掃し、国民生活を支援することを通じ、我が国の経済社会の安定と成長を促す政策の実施にある。

連立政権は、家計に対する支援を最重点と位置づけ、国民の可処分所得を増やし、消費の拡大につなげる。また中小企業、農業など地域を支える経済基盤を強化し、年金・医療・介護など社会保障制度や雇用制度を信頼できる、持続可能な制度へと組み替えていく。さらに地球温暖化対策として、低炭素社会構築のための社会制度の改革、新産業の育成等を進め、雇用の確保を図る。こうした施策を展開することによって、日本経済を内需主導の経済へと転換を図り、安定した経済成長を実現し、国民生活の立て直しを図っていく。

記

1～5 (略)

6. 雇用対策の強化—労働者派遣法の抜本改正—

○ 「日雇い派遣」「スポット派遣」の禁止のみならず、「登録型派遣」は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則的に禁止する。違法派遣の場合の「直接雇用なし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる。

7～10 (略)

平成20年政府提出、3党(民主・社民・国民)提出の労働者派遣法改正案の比較

	平成20年政府提出 (第170回臨時国会提出閣法第11号)	3党(民主・社民・国民)共同提出 (第171回通常国会提出衆法第40号)
法律名及び目的	—	○「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を改め、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、この変更に伴い、目的部分も変更
日雇派遣・派遣労働者の雇用契約についての規制	○日雇派遣(雇用契約期間が日々又は30日以内)は原則禁止し、例外はポジティブ・リスト化	○雇用契約期間が2か月以下の労働者派遣を禁止 ○2か月以下の雇用契約期間の場合、2か月に1日を加えた雇用契約期間とみなす
登録型派遣(常用化の促進)	○登録型派遣労働者(1年以上勤務している、期間を定めて雇用する派遣労働者)について、希望に応じ、以下のいずれかの常用雇用への転換推進措置を派遣元事業主に対して努力義務化 <ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない派遣労働者又は通常の労働者として雇用 ・紹介予定派遣の対象とすることを通じて、派遣先での直接雇用を推進 ・期間の定めのない労働者への転換推進のための教育訓練等の措置 ○期間を定めないで雇用される派遣労働者についての特定目的行為の解禁 ○専門26業務に従事する労働者について、期間を定めないで雇用される派遣労働者であることの通知を受けている場合、3年を超える期間継続して受け入れても、雇用契約申込み義務は発生しないこととする	○26専門業務等以外は常用雇用のみとする

平成20年政府提出、3党(民主・社民・国民)提出の労働者派遣法改正案の比較

	平成20年政府提出 (第170回臨時国会提出閣法第11号)	3党(民主・社民・国民)共同提出 (第171回通常国会提出衆法第40号)
製造業派遣	—	○政令で定める専門業務等を除き製造業派遣を禁止
専ら派遣・グループ企業派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○グループ企業内の派遣については、派遣労働者のすべての派遣就業に係る時間を8割以下に規制 ○離職した労働者の元の企業への派遣の禁止(離職後1年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ○一つの派遣先(法人及びその子法人からなる法人グループを含む)に対して提供する労働者派遣の役務に係る量が、すべての労働者派遣の役務に係る量の8割を超えることを禁止
均等待遇	<ul style="list-style-type: none"> ○同種の業務に係る一般的賃金水準等を考慮し賃金決定することを努力義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態に応じ、均等な待遇を確保
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ○いわゆるマージンなどの情報公開を義務化 ○派遣労働者として雇用しようとする者に対する待遇に関する事項等の説明を義務化 ○派遣元から派遣先に、派遣労働者が無期雇用か否かの通知をすることを義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ○いわゆるマージン率を含め事業運営の情報等についてHP等への公開を派遣元に義務づけ ○派遣元から派遣労働者に対する通知義務事項の拡大(派遣労働者の賃金、社会保険の適用に関する事項等) ○派遣元から派遣先に対する通知義務事項の拡大(派遣労働者の賃金 等) ○労働者派遣の受け入れにあたり、派遣先から派遣先労働組合への通知義務(派遣労働者の賃金 等)

平成20年政府提出、3党(民主・社民・国民)提出の労働者派遣法改正案の比較

	平成20年政府提出 (第170回臨時国会提出閣法第11号)	3党(民主・社民・国民)共同提出 (第171回通常国会提出衆法第40号)
派遣先責任の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○労災保険法の施行のため、行政庁が、派遣先の事業場へ立入検査すること等ができることとする 	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の項目の義務づけ等により、派遣先責任を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣契約の遵守 ・年次有給休暇の取得を理由とする不利益取扱いの禁止 ・育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止 ・未払賃金に関する派遣先の連帯責任 ・社会保険料に関する派遣先の連帯責任 ・派遣労働者に対する安全衛生教育の義務付け ・定期健康診断等の代行 ・労災保険の保険給付の請求に係る便宜の供与 ・性別を理由とする差別の禁止 ・派遣元事業主に対する個人情報提供の要求の制限 ・派遣労働者所属労働組合と派遣先との団体交渉応諾義務
違法派遣への対処	<ul style="list-style-type: none"> ○以下に該当する違法行為を行った場合、派遣先に対し、行政が労働契約を申し込むことを勧告する制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・禁止業務で派遣を受け入れた場合 ・無許可・無届の派遣元から派遣を受け入れた場合 ・期間制限を超えて派遣を受け入れた場合 ・いわゆる偽装請負の場合であって、一定の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接雇用みなし規定の創設 <p>派遣先が以下に該当する違法行為を行った場合、派遣労働者は、自己の雇用主とみなす旨を通告できることとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止業務で派遣を受け入れた場合 ・常時雇用する労働者でない者を派遣労働者として受け入れた場合(26専門業務等を除く) ・無許可・無届と知りながら派遣を受け入れた場合 ・期間制限を超えて派遣を受け入れた場合 等 <p>通告があった場合、派遣労働者と派遣元の間の雇用契約は、派遣先との雇用契約に移転したものとみなす</p> <p>期間制限を超えて派遣を受け入れた場合、その雇用契約を期間の定めのないものに変更することができる</p>

平成20年政府提出、3党(民主・社民・国民)提出の労働者派遣法改正案の比較

	平成20年政府提出 (第170回臨時国会提出閣法第11号)	3党(民主・社民・国民)共同提出 (第171回通常国会提出第40号)
罰則	—	<ul style="list-style-type: none"> ○違法な労働者派遣事業を行った法人に対する罰則の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的での労働者派遣について、20万円以上3億円以下の罰金 ・禁止業務派遣、無許可派遣等について、1億円以下の罰金 ・無届での特定労働者派遣等について、3000万円以下の罰金 ○法令違反であることを知って労働者派遣を受けた派遣先に対する罰則の導入
欠格事由の追加	<ul style="list-style-type: none"> ○許可を取り消された法人等の役員であった者で、取消しの日から5年を経過しないもの等を欠格事由に追加 	<p style="text-align: center;">(政府提出法案と同内容)</p>
施行日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年10月 (日雇派遣、グループ企業派遣に係るものは平成22年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○公布の日から6か月以内 (登録型派遣、製造業派遣に係るものは公布の日から3年以内)